

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第145号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年8月11日 20時11分ごろ
発生場所	愛媛県上島町高井神島北西方沖 高井神島灯台から真方位330° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 13.1′ 東経133° 15.1′)
事故等調査の経過	平成23年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十大栄丸、498トン 134194、大栄汽船株式会社 B 漁船 蛭子丸、4.96トン EH3-32333（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 機関長A、五級海技士（機関） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 全損
事故等の経過	A船は、機関長Aが船橋当直に就き、高井神島北西方沖を南西進中、B船と衝突したが、停止しないで航行を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、高井神島北西方沖において、航海灯及び作業灯を点灯して船首を北方に向けて漂泊し、灯火を点灯している所以他船が避けてくれるものと思い、魚の選別作業をしていたところ、平成23年8月11日20時11分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突し、B船が2つに分断された。 船長Bは、分断されたB船の船体につかまっていたところ、付近を航行していた船舶に救助されたが、衝突により頭部及び肩に打撲傷を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、高井神島北西方沖を南西進中、漂泊中のB船と衝突したものと考えられるが、船橋当直に就いていた機関長Aから情報が十分に得られなかったため、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、高井神島北西方沖において漂泊中、船長Bが、灯火を点灯しているので他船が避けてくれるものと思い込み、魚の選別作業を行い、周囲の見張りを行っていなかったことから、航行中のA船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、高井神島北西方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂泊中であっても、常時、見張りを適切に行い、接近する船舶があれば、音響による信号を行うなどして注意を喚起すること。 ・ 操業中は、救命胴衣を着用すること。